

江東区長期計画策定会議設置要綱

平成31年3月28日

30江政企第1807号

(設置)

第1条 江東区長期計画（以下「長期計画」という。）の策定にあたり、専門的見地及び区民の視点から長期計画について自由に意見を表明する会議として、江東区長期計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江東区長期計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、長期計画の策定に関し策定会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する10人以内の者をもって充てる。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区民 5人以内
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

3 会長は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から長期計画の策定が終了するまでとする。

(運営)

第5条 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(小委員会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、策定会議から付託された事項について、調査研究する。
- 3 小委員会の委員は、策定会議の委員のうちから会長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、小委員会を招集し、会務を総理する。

(庶務)

第7条 策定会議及び小委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議及び小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。